

議会活性化対策特別委員会調査報告書

**平成 21 年 12 月
議会活性化対策特別委員会**

1. 設置の経過

(1) 設置及び委員

① 第1期委員会

議会活性化対策特別委員会は、平成18年12月21日の本会議において設置され、次の9名が選出された。

大西 一三	末武 徹	中井 榮樹
西村 則夫	村田 憲一	松尾 武治
八木 真	谷 義治	村田 正夫

また、同日開催された委員会において、委員長に西村則夫委員、副委員長に中井榮樹委員を選出した。

② 第2期委員会

平成20年3月3日の本会議において議会活性化対策特別委員会委員が改選され、次の9名が選出された。

高野 美好	末武 徹	中川 幸朗
中井 榮樹	村田 憲一	高橋 芳治
八木 真	村田 正夫	谷 義治

また、同日開催された委員会において、委員長に中川幸朗委員、副委員長に末武徹委員を選出した。

2. 調査事項

第1期委員会において各会派から提起された「委員会制の課題」「事務局体制の充実」「会派制の充実」「政務調査費の内容」「議会運営の課題」「議員報酬の課題」「議員定数の課題」に、第2期委員会において提起された「費用弁償の課題」「議会の情報公開」を新たに加え、本委員会の調査事項とした。

調査事項の内容は以下のとおりである。

(1) 委員会制の課題

市議会は、専門的な審議をする各常任委員会中心の運営が行なわれているが、地域住民から議員は、広範囲な対応能力を求められており、市政全般に亘る事案について、全体的な議論の場を確保する必要がある。

(2) 事務局体制の充実

本委員会が設立された時点で議会事務局は、監査委員事務局・公平委員会事務局を兼務しており、また人員的にも議会対応する職員が少なく、事務局体制を整理、充実する必要がある。

(3) 会派制の充実

市議会は、議員の同志的集合体である会派制を取り入れ、議会運営の調整を行っているが、会派が行なう調査研究を支援する体制が不十分であり、事務局職員を増員する必要がある。

(4) 政務調査費の内容

議会の会派または議員に対し交付される政務調査費は、議会の調査活動基盤の充実を図る観点から、南丹市議会においても条例制定の必要がある。また、政務調査費の交付対象及び使途基準については、高い透明性と厳格な使途基準による執行が必要である。

(5) 議会運営の課題

議会の委任による専決事項（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項）、議決事項の追加（法第96条第2項）、審議会等への議員選出、議長の会派離脱及び常任委員会の所属、一般質問の実施方法等の議会運営のルールを検証し、より一層充実を図る必要がある。

(6) 議員報酬の課題

議員活動の対価としての議員報酬額については、本条例の改正、特例措置の継続・廃止を議員自らが考察する必要がある。

(7) 議員定数の課題

平成18年1月1日の4町合併から、僅かな年数しか経過していないが、広域な面積を有し、少子高齢化の進む本市の議員定数について、その適正数を協議する必要がある。

(8) 費用弁償の課題

本会議、委員会等へ公務として出席した場合に支払われる費用弁償2,000円は、合併協議により決定されたが、算出根拠が明確ではなく、支給の是非、或いは支給内容を見直す必要がある。

(9) 議会の情報公開

議長交際費・政務調査費の公開、本会議の生中継化など開かれた議会に向けた取り組みを行ない、市民に議会活動を理解してもらう必要がある。

3. 委員会開催状況及び協議内容

(1) 第1期委員会

回	開催年月日	協議内容
1	平成18年12月21日	・正副委員長の選出について
2	平成19年2月6日	・議会活性化対策特別委員会の調査計画について ・議員報酬について
3	平成19年2月20日	・議会活性化対策特別委員会の調査項目について ・政務調査費について ・議員報酬について
4	平成19年5月18日	・市議会の活性化について ・議員報酬について
5	平成19年6月13日	・議員報酬について
6	平成19年9月26日	・議員研修会 「地方税財政を取り巻く現状等について」
7	平成19年12月19日	・特別委員会中間報告書について

(2) 第2期委員会

回	開催年月日	協議内容
8	平成20年3月3日	・委員改選及び正副委員長の選出
9	平成20年5月28日	・平成18年度及び平成19年度の取組みについて ・今後の取組みについて
10	平成20年7月23日	《京丹後市議会行政視察》 ・議会活性化の取り組みについて
11	平成20年10月6日	・具体的な調査項目の整理について ・課題整理スケジュールについて
12	平成20年10月23日	・事務局体制の充実及び会派制の充実について ・政務調査費の内容及び費用弁償の課題について ・議会の情報公開について ・その他の調査項目について

回	開催年月日	協議内容
13	平成 20 年 11 月 26 日	・費用弁償の課題について ・議会運営の課題について
14	平成 20 年 12 月 18 日	・費用弁償の課題について ・議会運営の課題について
15	平成 21 年 1 月 27 日	・議会運営の課題について ・議員報酬の課題及び議員定数の課題について
16	平成 21 年 2 月 12 日	《議長への申入れ》 ・議会事務局体制の充実及び会派制の充実
17	平成 21 年 2 月 26 日	・議会の情報公開について ・議会運営の課題について ・議員報酬の課題及び議員定数の課題について
18	平成 21 年 3 月 19 日	・議会運営の課題について ・費用弁償にかかる議員提案について
19	平成 21 年 4 月 23 日	・行政施策遂行に必要な諸計画について ・議員報酬の課題及び議員定数の課題について
20	平成 21 年 5 月 12 日	・行政施策遂行に必要な諸計画について ・議員定数の課題について
21	平成 21 年 6 月 11 日	・行政施策遂行に必要な諸計画について ・議員定数の課題について
22	平成 21 年 6 月 18 日	・議員定数の課題について
23	平成 21 年 9 月 24 日	・議会運営の課題について
24	平成 21 年 11 月 13 日	・議会運営の課題について
25	平成 21 年 12 月 3 日	・調査事項の総括について

4. 協議結果

(1) 委員会制の課題

地方 3 議長会及び各地方公共団体の議会の要望を受け、「議会活動の範囲の明確化」や「議員の報酬に関する規定の整備」などを目的に地方自治法の一部を改正する法律が平成 20 年 6 月 18 日に公布された。

南丹市においても、法改正の趣旨に則して、平成 20 年第 3 回 9 月定例会で南丹市議会会議規則の一部を改正し、法的根拠を持たない会合であった全員協議会、各会派幹事会を正規の議会活動と位置付けし、市政上の諸問題について協議・議論する場として確保した。

(2) 事務局体制の充実

「事務局体制の充実」について要請をする中、平成 19 年 8 月 1 日付けの人事異動及び組織改変により、議会事務局と監査委員事務局・公平委員会事務局が夫々独立した組織となった。更に平成 21 年 4 月 1 日付けの人事異動により、4 名体制から 5 名体制へ 1 名の増員となり、より充実した議会対応が可能となった。

(3) 会派制の充実

「会派制の充実」について要請をする中、平成 21 年 4 月 1 日付けの人事異動により、4 名体制から 5 名体制へ 1 名の増員となり、会派が行なう調査研究を支援する体制が強化された。

(4) 政務調査費の内容

第 1 期委員会において、議会より理事者に対し政務調査費に関する条例制定を要請し、平成 19 年第 1 回 3 月定例会に「南丹市議会政務調査費の交付に関する条例」が市長より提出され、平成 20 年度より会派の所属議員数に応じて、議員一人当たり年額 12 万円の会派への政務調査費が交付されることとなった。条例制定とともに政務調査費の交付申請・交付決定・交付請求・使途基準などを規定する「南丹市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」を公布し、更に高い透明性と厳格な使途基準による執行が可能となるよう、「南丹市議会政務調査費の取扱指針」及び「南丹市議会政務調査費の取扱いに関する要綱」を作成した。

また、第 2 期委員会において、個人への政務調査費の必要性について議論されたが、会派への政務調査費が制度化されてからの検証期間が短いため、本委員会の協議経過及び協議内容を次期の一般選挙で選出される議員（以下、「次期議員」

という。)に申し送ることに決定した。

(5) 議会運営の課題

本委員会における具体的な「議会運営の課題」の項目とその協議結果は、以下のとおりである。

①議会の委任による専決事項（法第180条第1項）

議会の委任による専決事項については、京都府内の市の条例化の状況、他府県の先進事例などを検証した。また、平成21年9月24日には、理事者側より合併以降の南丹市の具体的な専決事項の現状・考え方・希望を聴取し、委員会として、専決事項に「50万円以下の訴えの提起・和解・調停に関すること」「損害賠償額50万円以下(自動車事故100万円以下)の損害賠償額の確定に関すること」「市営住宅の管理上の訴えの提起・和解・調停に関すること」の3点を規定した条例案を各会派の協議を経た後、議員提案することに決定した。

②議決事項の追加（法第96条第2項）

議決事項の追加については、行政施策遂行に必要な諸計画について理事者より資料提出を求め、その後諸計画について担当部局より根拠法令、策定目的や経過説明を受け、また近隣市或いは京都府内の市の条例制定状況を検証した。その結果、議決事項の追加として法第2条第4項に規定され、市域における総合的かつ計画的な行政運営を図る目的で策定される基本構想を実現するために、基本的な方針を体系的に定める計画である「基本計画の策定、変更又は廃止に関すること」及び市行政の政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針などのうち、使用料・保険料等の設定や改定により直接市民生活に影響を与える「行政運営上特に重要な計画の策定、変更又は廃止に関すること」を規定した条例案を議員提案することに決定した。

③審議会等への議員選出

法令で議員の参画を規定したものと除く審議会等への議員選出について、本委員会では、南丹市における審議会・協議会等への議員の参画状況、或いは全国市議会議長会による全国的な市議会の動向を調査し、議員が参画した審議会決定の行政機関のとらまえ方、議会の議決権に対する影響などを検証した。今後も、各審議会の具体的な活動・役割などを調査する必要があり、引き続き調

査を行う必要があると決定した。

なお、委員会から選出された委員は、所属する委員会或いは全員協議会において、参画した審議会・協議会等の活動内容について報告することが望ましいと次期議員に申し送ることに決定した。

④議長の会派離脱及び常任委員会の所属

議長は、議会の組織運営上、公平・公正を担保するため「会派に属さないこと」また、議長の全ての委員会への出席発言権を勘案し「委員会の所属についても見直すこと」を次期議員に申し送ることに決定した。

⑤一般質問の実施方法

一般質問は、代表質問(3月定例会のみ)と個人質問(毎定例会)に分かれるが、本市議会は、代表質問と個人質問の質問時間を同様の扱いとし、会派人数掛けの20分を会派に配分し、一人30分以内の質問時間との議員申し合わせがある。平成21年第4回12月定例会までは、従前の申し合わせのとおり実施するが、一問一答方式の導入、議員定数減少に伴う時間制限の緩和については、次期議員に前向きに取組むように申し送ることに決定した。

(6) 議員報酬の課題

議員報酬月額は、平成19年1月1日から当分の間「南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第2条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とすることが「南丹市議会議員の議員報酬の特例に関する条例(以下、「特例条例」という。)」第2条に規程されており、今期議員の任期中は特例条例の適用を継続すると決定した。

(7) 議員定数の課題

議員定数の課題については、平成20年11月から延べ9回委員会を開催し、1点目に「議員も自ら率先して行財政改革に積極的に寄与すべきとの観点に立ち、最終的に議員定数を削減の方向で検討する必要がある」、2点目に「四町の合併で南丹市は一つ、旧町毎の選挙区を無くし、市域全体を選挙区にすることが、市の一体感の醸成に繋がる」、3点目に「合併後間もないこと、また広域な行政区域であり、急激な削減で市民の不安を煽る事にならないよう、市民の声を行政に反映できる人数の確保が必要である」を基本に協議を進めた。

あわせて議員定数に対する市民の声、近隣市町の議員定数の削減状況、また南丹市の行財政状況を勘案する中で総合的に判断し、合併協議の 26 人から 4 名削減し、22 人が適切であるとの考えに立ち、平成 21 年第 2 回 6 月定例会に「南丹市議会議員の定数を定める条例」を議員提案することに決定した。

なお、新たな議員定数は、次の一般選挙から適用される。

(8) 費用弁償の課題

費用弁償として日額 2,000 円の支給内容を見直し、「南丹市職員等の旅費に関する条例」第 16 条に規定する旅費、キロ当たり 37 円を支給する内容に改正し、算出根拠の明確化を図るべきとの決定により、平成 21 年第 1 回 3 月定例会に「南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議員提案することに決定した。

(9) 議会の情報公開

開かれた議会を目指した取り組みとして、議長交際費は平成 20 年 9 月末日より四半期毎に、政務調査費は平成 20 年度分から会派別の政務調査費収支報告書を南丹市ホームページの中の「南丹市議会」で公表することに決定した。

また、CATV で放送する一般質問については、平成 20 年 9 月に傍南丹市園部学園都市情報センターよりテロップ挿入の申し入れがあり、一般質問の質疑通告書の大中小分類のうち、中分類でテロップ挿入を確認し、平成 20 年 12 月定例会の一般質問の放送から実施された。

本会議の生中継化については、実施を前提に、具体的な放送内容、方法等について広報特別委員会に協議依頼をした。平成 21 年 2 月 25 日付けの広報特別委員会からの協議結果は、放送時間が長時間になり、逆に視聴が減る可能性があるため、「会議の生中継化の必要性は認めるものの、時期尚早として実施については見合わせる」との結論であり、今後、放送時間、放映内容、インターネットによる VOD の実施などとあわせて、広報特別委員会の協議内容を見守ることとした。

5. おわりに

二元代表制をとる地方自治体において、その一翼を担う議会は、執行機関と独立・対等の関係にあり、議会は団体意思の決定機能と執行機関を監視・評価する機能を持っています。そして、長と議会はともに選挙により選出される住民の代表機関でありますが、長は独任制であるのに対し、議会は合議制の機関として審議の過程で課題や論点を明らかにし、合意形成の上に政策を決定することが求められています。

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方の自主性・自律性が拡大し、議会の役割も極めて広範囲に及ぶこととなり、平成18年9月には地方自治法の改正がされたところであります。地方自治体に自己決定・自己責任が強く求められる地方分権時代にあって、最高意思決定機関である議会の役割は、審議・監視機能の一層の充実とともに、政策形成機能の充実が求められます。あわせて平成18年1月1日の合併による市域の拡がりに対応して、如何に市民の声を市政に反映していくかが重要であります。

こうしたことから、本市議会では、議員自らが議会改革の必要性を感じ、議会と市民との関係、議会と行政の関係を考察する中、地方分権に対応した真に市民の負託に応える議会、時代に対応した議会となるべく、議員の資質向上と議会の活性化に関する調査を目的とし、平成18年12月から議会活性化対策特別委員会を設置し、議会改革・活性化に努め、「市民に開かれた議会づくり」に取り組んでまいりました。

本委員会の第1期委員会では、市政全般に亘る事案を議論・協議する場の確保という観点での「委員会制の課題」、事務の兼務或いは人員的な面での「事務局体制の充実」、会派支援するための人員的側面での「会派制の充実」、議会の審議能力を強化し、調査活動基盤の充実に結びつく政務調査費の条例制定やその交付対象・使途基準についての「政務調査費の内容」、議会の委任による専決事項、議決事項の追加、審議会等への議員選出などの「議会運営の課題」、議員報酬額の条例改正或いは特例措置の継続・廃止についての「議員報酬の課題」、合併後の南丹市にとって適切な議員定数を協議する「議員定数の課題」の7項目について、延べ7回の本委員会の中で慎重に協議し、また理事者への要請も行いました。そうした中、政務調査費については、市長より平成19年第1回3月定例会に「南丹市議会政務調査費の交付に関する条例」が提出され、可決決定の後、平成20年度より会派への政務調査費が交付されました。

第2期委員会では、第1期委員会の調査事項を引き続き協議するとともに、一律に2,000円支給される費用弁償について、算出根拠の明確化と必要性を議論・検討する「費用弁償の課題」、市民に対し開かれた議会に向けた取り組みとしての「議会の

「情報公開」を新たな調査事項に加え、委員会を延べ18回開催しました。その中で、「議員定数の課題」については、「南丹市の厳しい行財政状況を勘案し、議員も自ら率先して行財政改革に積極的に寄与し、議員定数を削減の方向で検討する」「市の一體感の醸成には、旧四町毎の選挙区を無くし、市域全体を選挙区にする」「平成18年1月の四町合併後間もなく、また広域な行政区域でもあり、急激な削減により市民の不安を煽る事なく市民の声を行政に反映できる人数を確保する」の3点を基本に協議し、あわせて個々の議員活動や会派が中心となり、議員定数について市民の声を聞く機会や懇談会を設け、また京都府内の議員定数の削減状況など総合的に判断し、26人から4人削減し、22人の議員定数条例案を平成21年第2回6月定例会に議員提案したところであります。

また、「議会運営の課題」のうち、議会の委任による専決事項については、京都府内の市の条例制定状況、理事者側から南丹市の具体的な専決事項の現状・考え方・希望等を聴取し、委員会或いは会派での協議の後、「50万円以下の訴えの提起・和解・調停に関すること」「損害賠償額50万円以下(自動車事故100万円以下)の損害賠償額の確定に関すること」「市営住宅の管理上の訴えの提起・和解・調停に関すること」の3点を規定した条例案を議員提案したところであります。また、議決事項の追加については、行政施策遂行に必要な諸計画を理事者側より資料提出を受け、その根拠法令、策定目的や経過の説明を求め、他市の条例制定状況を参考にしながら委員会で慎重に協議してまいりました。その結果、議決事項の追加として、地方自治法第2条第4項に規定されるまちづくりの基本理念・将来像を示す基本構想を実現するため、基本的な方針を体系的に定める計画である「基本計画の策定、変更又は廃止に関すること」及び市行政の政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針などのうち、使用料・保険料等の設定や改定により市民生活に直接負担を強いる「行政運営上特に重要な計画の策定、変更又は廃止に関すること」を規定した条例案を議員提案したところであります。

主な議会活性化の成果を申し述べましたが、合議制の機関としての側面を持つ議会において、協議によって得られた結果はもとより、市議会のすべての会派が市議会の活性化という共通の目的に向けて協議、議論を重ね、このような取組みができたこと自体も、市議会の活性化にとって大きな意義があったものと考えます。今後も、議会の情報公開、市民への説明責任や政策の決定、監視・評価に留まらず、市民の多様な意見を反映させる政策提案が求められます。あわせて議会基本条例の制定等も視野に入れ、議会の改革・活性化に取り組んでいくことが重要であります。

最後になりましたが、今日までの委員会での取組みに対し、正副議長、市議会各

会派、市長部局が即座に対応され、既に多くの取組みが進み成果が上がっておりますことに、今まで積極的にご協力をいただいた関係各位に感謝申し上げます。

今後とも、本市議会をはじめとする関係各位がこの議会活性化の取組みを真摯に受け止められ、新しい時代にふさわしい市議会の実現と共に取組まれることをご期待いたします。